

誓 約 書 (見 本)

年 月 日

軽井沢町長 様

住 所

氏 名 (法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名) ㊞

担当者 (法人の場合のみ、氏名及び連絡先電話番号を記入)

このたび、
が軽井沢町 番地
に分譲（建売分譲）を行うにあたり、その運営に際しましては、軽井沢町の良き伝統を守るために、「軽井沢町の善良なる風俗を維持するための要綱」及び「軽井沢町の自然保護対策要綱」を遵守するとともに、下記事項について厳守することを約束します。

なお、当該事業を第三者に譲渡、移転もしくは貸付したときも、すべてが継承され権利義務は新たな譲受人（事業者、分譲受人、借受人）がその責任を負うこととし、また、事業内容を変更する場合は、町に土地利用行為協議（変更）書を提出することを併せて約束します。

記

1 諸法令に関すること

- ・施工にあたっては、実施時における諸法令の規定に基づく許認可を受けた後に着手します。
- ・建築基準法の規定に基づき、確認申請書を提出し、確認済証の交付を受けた後に工事着手します。**※建売分譲等、建築物がある場合**

2 景観に関すること

- ・景観法及び長野県景観条例の規定に基づき届出を行います。
- ・広告物等を設置する際は、色や形状等について町と協議のうえ景観に配慮したものとし、県の屋外広告物条例の規定に基づき許可申請書を提出し、許可後に設置します。また、のぼり旗等の仮設広告物は設置しません。
- ・敷地内には、塀等遮蔽物は出来る限り設けません。やむを得ず設ける場合であっても生垣等の景観に配慮したものとし、有刺鉄線は避けます。
- ・敷地内の樹木の伐採は必要最小限とし、移植及び周辺の植生を考慮した植栽により、修景緑化に努めるとともに、維持管理を行います。**※既存木がある場合**
- ・周辺の植生を考慮した植栽により、修景緑化に努めるとともに、維持管理を行います。**※既存木がない場合**

3 ごみ処理に関すること

- ・事業を行う上で発生したごみは、可燃物・プラスチック容器類・発泡スチロール・白色トレイ・紙製容器包装物・無色ビン・茶色ビン・その他のビン・粗大ごみ・缶・その他不燃物・ペットボトル・資源物に分別した上で、収集運搬業者へ委託する等、事業者自らの責任において適正に処理します。
- ・ダンボール等の資源物は、積極的にリサイクルし、ごみの減量化に努め、分譲地購入者にも周知・指導します。

(参考様式1) 分譲・建売分譲の場合

やかに解決します。

(その他事前協議で特別指導のあったもの等についても記載すること。)

※この誓約書は記載例です。関係する事項の記載内容を参考に、行為の内容に即して作成して下さい。